

## 加須市建設工事等の契約に係る入札結果等の公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、市が発注する建設工事の請負（以下「工事」という。）、建設工事に係る設計、調査及び測量の業務並びに道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務の委託（以下「委託」という。）の契約に係る一般競争入札、指名競争入札並びに随意契約（以下「入札等」という。）の入札結果等を公表するために必要な事項を定めるものとする。

(公表主体)

第2条 入札に関する公表主体は、入札事務を所掌する課とし、随意契約に関する公表主体は事業担当課とする。

(発注見通しに関する事項の公表)

第3条 入札事務を所掌する課は、施行令第5条の規定に基づき公表する発注の見通しに関する次に掲げる事項を、発注見通し一覧表(様式第1号)により毎年度5月1日までに公表するものとする。

- (1) 工事名、工事場所、工事期間、種別及び概要（委託の場合においては、委託名、委託場所、履行期間、種別及び概要）
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約の場合においては、契約を締結する時期）

2 事業担当課は、毎年度1回、10月1日を目途として、前項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、入札事務を所掌する課に報告するものとする。

3 入札事務を所掌する課は、前項により報告があったときは、変更

後の当該事項を公表するものとする。

(参加資格に関する事項の公表)

第4条 市長は、施行令第7条の規定に基づく参加資格に関する事項を定め、作成した日以後速やかに公表するものとする。

(入札等執行前の公表内容)

第5条 入札等執行前の公表内容については、次に掲げる事項とする。

- (1) 入札等の執行予定日
- (2) 工事名（委託の場合においては委託名）
- (3) 工事場所（委託の場合においては履行場所）
- (4) 予定価格
- (5) 指名業者又は見積者名（一般競争入札の場合を除く。）

2 前項における公表は、指名競争入札の場合にあっては指名通知後、随意契約にあっては見積依頼後に行うものとする。ただし、一般競争入札の場合にあっては公告をもって公表に代えるものとする。

(入札等執行後の公表内容)

第6条 入札等執行後の公表内容については、次に掲げる事項とする。

- (1) 入札等の執行日
- (2) 工事名（委託の場合においては委託名）
- (3) 工事場所（委託の場合においては履行場所）
- (4) 調査基準価格及び失格基準価格又は最低制限価格
- (5) 入札等の経過（入札者名又は見積者名及び入札金額又は見積金額）
- (6) 入札等の結果（落札者名又は契約の相手方名及び落札金額又は契約金額）

2 前項における公表は、入札結果等の報告の決裁後、入札の場合にあっては、入札結果表（様式第2号）により、随意契約の場合にあっては、見積経過調書（様式第3号）により行うものとする。

(公表の方法)

第7条 公表方法については、入札にあっては入札事務を所掌する課

における閲覧、インターネットの利用、埼玉県電子入札共同システムにおける情報公開システムの利用若しくは日刊新聞への掲載等によって公表するものとし、随意契約にあっては事業担当課における閲覧とする。

(公表の期間)

第8条 公共工事の発注の見通しに関する事項の公表期間は、当該入札が終了した年度の3月31日までとする。

2 参加資格に関する事項の公表期間は、加須市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成22年告示第8号）第11条に規定する有効期間の終了までとする。

3 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過した年度の3月31日までとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、入札結果等の公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日の前日までに、合併前の加須市建設工事等に係る入札結果等の公表要領（平成10年9月1日施行）、騎西町公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する規則（平成13年騎西町規則第14号）、北川辺町公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する規則（平成15年北川辺町規則第306号）又は大利根町建設工事等に係る入札結果等の公表要領（平成14年大利根町訓令第15号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 23 年 7 月 13 日部長決裁）

この要領は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。